

小野地区地域づくり協議会会則

(名称)

第1条 本協議会は、小野地区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を藤岡市地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例（令和4年条例第37号）に基づき設置される藤岡市地域づくりセンター小野（以下、「地域づくりセンター小野」という。）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、藤岡市の小野地区において、将来にわたり持続可能な地域コミュニティを形成することを目的として、地域づくりセンター小野を拠点とし、住民の自主的かつ主体的な地域づくり及び生涯学習の活動を推進する。

(任務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 地区固有の課題の解決に向けた協議及び事業
- (2) 住民のつながりを育むこと
- (3) 地区内で活動する団体等との連携
- (4) 地域づくりセンター小野の運営に関する調査及び提言
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めたこと

(委員)

第5条 協議会は、次の各号に該当する委員で構成する。

- (1) 地区内の区長
 - (2) 地区内で活動する各種団体及び関係機関に所属する者
 - (3) その他協議会長が必要と認めた者
- 2 委員の増減は、協議会において決定する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、地区区長会長とし、その他役員は、会長が候補者を指名し、協議会の会議において決定する。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 監事は、協議会の会計事務を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、就任の日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員された役員及び委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 必要に応じ、協議会に顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じ、役員及び委員以外の者に対し、協議会の会議への出席を要請することができる。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決事項)

第11条 協議会の会議は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 会則の制定改廃に関すること。
- (5) その他重要事項に関すること。

(部会)

第12条 協議会は、第3条に掲げる目的を達成するため、事業の計画立案又は実行のための部会を設けることができる。

- 2 部会は、第3条に掲げる目的を達成するために会長が任命する者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会を代表し会務を総理するとともに、会議の議長となる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を地域づくりセンター小野内に置く。

- 2 事務局は、協議会の庶務及び会計事務を処理するとともに、会長の要請に基づき第4条に掲げる事業等の各種支援を行う。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(個人情報保護の取り扱い)

第15条 協議会が各種事業を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第16条 この会則に定める事項のほか、運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年6月2日から施行する。